

令和2年度 第8回 常設審議委員会 次第

日時 令和 2年 11月18日(水) 13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 8階 8BC会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

1) 令和3年度 税制改正要望の主要事項について

2) 令和2年度 地域の実態に即した施策の実現に向けた要望結果について

6 協 議

1) 令和4年度 農業政策・予算に関する要望書(原々案)の主要事項について

2) 令和2年度 第9回常設審議委員会の書面開催について

3) 令和3年度 常設審議委員会の開催日程について

4) その他

8 閉 会

【メモ】

次回 令和2年度第9回常設審議委員会は、令和 2年12月18日(金曜日)
開会時間は、13:30です。

場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催
を行う場合があります。

第1 農業経営の安定か農業の構造改革の推進

- 農業経営基盤強化準備金制度の2年延長
- 軽油取引税の課税免除の特例措置の3年延長
- 農用地利用集積計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の登録免許税の税率の軽減措置の2年延長（2% → 1%）
- 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の2年延長（取得価格の1/3の控除）
 - ・ 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の2年延長（機械・装置40%、建物45%）（所得税・法人税）
 - ・ 農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置（会社の設立・資本金の増加0.7% → 0.35%等）（登録免許税）
 - ・ 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の2年延長（0.4% → 0.15%）（登録免許税）
 - ・ 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）
- 令和3年度以降の農地の負担調整措置の存続（固定資産税・都市計画税）

- 第2 農林水産関連産業の振興等
- 第3 農山漁村の活性化
- 第4 東日本大震災からの復興
- 第5 森林・林業施策の推進
- 第6 水産施策の推進

第7 その他

- 種苗法の一部改正に伴う税制上の所要の措置（複数税目）
- 国際金融ルールへの対応に伴う税制上の所要の措置（複数項目）
- 過大支払利子税制にかかる所要の措置（法人税）【金融庁共管】
- 交際費課税の特例措置の拡充（法人税）【厚労省共管】

【税制改正見直し事項（廃止）】

- 再生可能エネルギー発電設備等を取得した場合の特別控除（14%）の廃止（所得税・法人税）

地域の実態に即した施策の実現に向けた要望結果について

1. 実施月日

令和 2年11月12日 14:00～17:30

2. 実施先

北海道選出国會議員 31名

3. 実施結果

① 本人対応

本 多 平 直	12:45	武 部 新	16:15
徳 永 工 リ	13:30	紙 智 子	16:30
鈴 木 宗 男	14:00	高 橋 はるみ	17:10
神 谷 裕	16:00		

② 秘書対応

22名

③ 不在による投函

2名

④ 内 容

本多平直

しっかり対応させていただく。

徳永工リ

十勝から、廃屋撤去の関係で要望があった。

事情を確認したい。

また、北海道農業会議の要望内容を確認したい。

○ 農業会議の要望として、コロナ感染症の関係から、嗜好品への影響が今後気になる部分、

複数戸法人における事業承継として、法人版事業承継税制の活用が困難であることを説明。
状況を確認してしっかりと対応したい。
農業の関係については、与野党関係なく対応をしていきたい。

鈴木宗男

北海道農業会議・農業委員会については、従来より、重要な仕事を行っているとは認識している。
予算の確保も重要であると認識している。
農地の所有権移転については、必要な行為と認識している。

神谷 裕

農地の所有権に着目した施策は必要で、全国一律の施策で対応することに疑問を感じている。
また、J R 貨物輸送についても大きな課題であると認識している。

武部 新

農業委員会の活動は今後益々重要性を増していくものであり、北海道農業会議の要望内容については、しっかりと対応していきたい。

紙 智子

コメについて、自己責任的な生産を変える必要性があると考えている。
国が責任をもって生産調整を行う必要がある。
コロナの影響もある、変えていく時期にあると認識している。
兼業農家の場合は、ちょっと狂っても、ダメージがあっても継続は、まだできる。
専業はそうはいかない。
経営継続が可能なように取り組む

高橋はるみ

北海道の今のコロナの状況を全国が危ないと思い始めた。

そのため、宿泊のキャンセル等が出ている。

コメの扱いをどうするかということについて、今後の対応が必要と認識

全国一律の政策、北海道は状況が違っていると認識している。

出来る限り私の立場で、対応させていただく。

要望主要事項

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響緩和について
- 2 国際貿易協定等における基本的な姿勢
- 3 基本農政の確立
- 4 人と農地に関する課題の解消
- 5 農業経営に関する支援
- 6 農業委員会関係予算の確保
- 7 その他

新型コロナウイルス感染症の影響緩和について

- 【背景】**
- 外出自粛により、買い置き等の備えのため、一時的に、家庭向け農産品等の需要は喚起されたものの、令和2年9月からGoToトラベル・イートによる経済と感染対策の両立、令和2年10月からの全世界からの来日制限の解除、イベント会場の収容人数の制限の解除するも、経済状況・雇用情勢の悪化などから、家庭向け農産品等の消費が失速
 - 外出自粛の定着により、外食産業に打撃。それにより、コメの在庫増となり、その結果、コメの概算金の引き下げなどが行われた。
 - 家庭向け農産品とは異なり嗜好品（高級農産物（牛肉・果物）・乳製品（バターなどの嗜好品））に影響
 - 外国産の農産物の輸出制限により、国産農産物の重要性が再認識
- 【要望内容の主旨】**
- 国産農産物の重要性の再認識
 - 乳製品・コメ・嗜好品などの需要喚起

※ 新型コロナのところでは、国産農産物の増産・消費喚起等は要望しない
 新型コロナの問題ではなく、そもそも増産・消費喚起は必要という姿勢
 にするため

国際貿易協定等における基本的な姿勢

- 【背景】**
- TPP11,日EU・EPA,日米貿易協定の発効
 - RCEP,日英包括的経済連携協定など交渉中の貿易協定多数
 - 影響緩和のため、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき各種対策は講じられているが、各協定の発効までのプロセスが不透明であった。
 - 今のところ、大きな影響は見受けられない。
 ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、外国産の農産物の輸入が伸びていない。（外国諸国による農産物の輸出制限）
- 【要望内容の主旨】**
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく対策の十分な予算の確保
 - 適切な国境措置の確保
 - 農業者・国民に対する交渉内容の丁寧な説明

基本農政の再認識

- 【背景】**
- 国産農産物の重要性の再認識（新型コロナから再掲）
 - 低迷する食料自給率
 - 国際貿易協定や新型コロナウイルス感染症の影響による営農への不安
- 【要望内容の主旨】**
- 国産農産物の重要性に関する食育の推進
 - 国産農産物の増産・消費喚起による食料自給率の向上
 - 農業経営の中長期の将来性を見通せる政策の基本の確立・食料戦略の構築

人と農地に関する課題の解消

人（担い手関係）

【背景】

- 個人経営・法人経営問わず、高齢化・後継者不足の状況
- 後継者のいない個人経営における事業承継（第三者継承）の必要性
- 個人版事業承継税制での第三者継承も可能であるが、現実問題として、活用は困難と考えられる。
- 筆頭株主のいない複数戸法人では、法人版事業承継税制の活用が困難と考えられる。

【要望内容の主旨】

- 第三者継承が可能となる農業用資産の売却に関する事業承継税制等の構築
- 筆頭株主が存在しない経営体でも活用できる法人版事業承継税制の構築

人と農地に関する課題の解消

農地（担い手関係）

【背景】

- 基盤整備は定期的には実施しないと優良農地を維持できない。
- 離農の増加により、ほ場に残される廃屋等が農地の一体的利用（農地利用の最適化）に支障がある。
- 本道における農地流動化は所有権移転が望ましいが、政策は、農地バンク事業が中心
- 農地保有合理化事業は、道内の農地流動化に置いて重要な役割を果たしている。
- 農地の所有権移転による農地流動化を促進するためには、土地の譲渡所得税が課題。（出し渋りなど）

- 新就農者に対する支援の充実

【要望内容の主旨】

- 基盤整備事業の予算の確保
- 集团的農地の区域内に存在する廃屋の撤去の支援
- 所有権移転も視野に入れた農地政策の展開
- 農地保有合理化事業の予算の確保
- 概算取得費の引き上げ
- 新規就農者に対する支援の充実

※ 廃屋撤去に水田の開田を合わせた要望にはしない。
水田活用の直接支払交付金に影響が出る。

※ 譲渡所得税控除ではなく、概算取得費の引き上げで譲渡所得の対応をする。

農業経営に関する支援

【背景】

- 経営所得安定対策は、国際貿易協定上、重要な施策
- スーパーL資金の無利子化措置は、スマート農業化や、効率的な農業経営の構築のために重要な施策
- 農業経営基盤強化準備金については、経営所得安定対策の対象となっている農業者にとっては、計画的な農業投資、農業経営の合理化にとって重要な施策
また、強制取り崩しが課題
- 農業者年金は、農業者の若返りや老後の生活の安定のためには重要

【要望内容の主旨】

- 経営所得安定対策の予算の確保
- スーパーL資金の無利子化枠の十分な予算の確保
- 準備金制度の恒久化と制度の改善
- 政策支援加入の対象者の拡大

農業委員会関係予算の確保

【背景】

- 農地の利用の最適化の推進において、農業委員会が果たす役割は重要
- 担い手への農地の集積・集約化の推進も必要
- 農業委員会の業務は、担い手への農地の集積・集約化、農地大腸の整備、遊休農地等の解消・未然防止、農地バンク事業の推進など多岐にわたる。
- 農業委員会におけるマンパワーの不足

【要望内容の主旨】

- 農業委員会予算の十分な額の確保

その他

【背景】

- JR北海道の路線維持と鉄道輸送力の確保が、首都圏への農産物の輸送のために必要
- 鳥獣被害の被害額が拡大傾向、必要な予算の確保と抜本的対策が必要
- スマート農業の推進のための農村現場における環境整備が必要
- 被災地の復興支援について、地力回復対策等の支援の継続が必要
- 非常事態においても安定的に農業経営に取り組める電源の確保対策が必要
※ いすぎると、太陽光パネルの推進になり、農地に影響
- 産業動物に従事する獣医師の確保が必要

【要望内容の主旨】

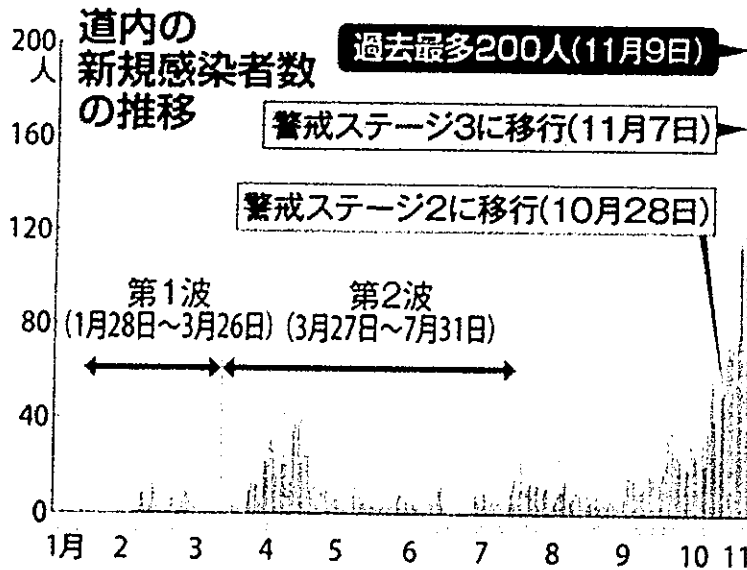
- 鉄道輸送力の確保のための支援対策の構築・国鉄清算事業団債務等処理法の延長または、新たな支援に関する法制度の創設
- 鳥獣被害対策の拡充並びに必要な予算の確保
- スマート農業の実現のための環境整備への支援の充実
※ 新型コロナ対策により、光ケーブルの設置状況を見極めて入れるか否かを検討する。
- 被災地の復興対策の継続
- 電源確保のための対策の構築
- 産業動物に従事する獣医師の確保対策の構築

1. 新型コロナウイルス感染症の感染状況について

11月5日、道内で新たに119人が新型コロナウイルス感染症に感染。1日あたりの新規感染者が3桁になったのは初めてで、11月2日の96人を超え過去最多を更新。

このうち札幌市発表分は、93人で、これも11月2日の83人を上回り過去最多となっている。

11月7日、5段階の警戒ステージを「2」から「3」へ引き上げられた。



警戒ステージの対応の目安

	1	2	3	4	
北海道スタイルの実践・徹底など注意喚起 感染状況に応じて、振興局による注意喚起	【法24条に基づく要請】 ◆行動自粛等の要請（社会経済活動への影響を抑えながら段階的に強化） (要請例) ・体調が悪い場合の外出自粛 ・3密を回避できない場所での会合自粛 ・高齢者、基礎疾患を有する方等の感染防止の徹底 など <small>※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討</small> テレワークの推進や出勤抑制 接触アプリ等のさらなる活用			(要請例) ・感染拡大防止対策を講じていない施設への外出自粛 ・同種の集団感染が複数発生するなど、これまでの対策では感染リスクの回避が困難な業態への外出自粛 ・感染拡大地域との往来自粛 ・不要不急の外出自粛 など <small>※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討</small>	【法24条及び45条に基づく要請】 道外との往来自粛 全道の外出自粛
	北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底等			◆施設の使用制限等の要請 感染拡大防止対策を講じていない施設の使用制限等 <small>※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討</small>	施設の使用制限等 <small>※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討</small>
	北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底等			◆イベント制限等の要請 イベントの見直し等 <small>※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討</small>	開催の自粛等 <small>※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討</small>
	<small>※警戒ステージに関わらず、全国の感染状況を踏まえ、感染が拡大している道外地域との往来自粛等に対する協力を要請</small>				

2. 令和2年度 第9回常設審議委員会の書面開催

札幌市を中心に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いていること、警戒ステージが引き上げられたことを踏まえ、12月18日に開催を予定している第9回常設審議委員会の開催を「常設審議委員会運営規程」第8条から第12条にかけて規定されている書面開催を実施することを提案する。

第8条

会長が第2条第1項及び第2項に定める事項について書面又は電磁的方法による議決を提案した場合において、その提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その方法による委員会の議決を行うものとする。

2 前項の提案に対して、非同意の意思表示がなかった委員は、提案に同意したものとみなす。

【常設審議委員会運営規程】

※ 警戒ステージ3では、明確に会議・イベントの開催制限が行われるものではないが、本年6月の第3回常設審議委員会を書面開催とした時点よりも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が悪化していることから、感染リスクを考慮して、12月の第9回常設審議委員会の開催を書面開催としたい。

令和2年度第9回常設審議委員会の書面開催に関する同意書

一般社団法人北海道農業会議
代表理事会長 多田正光様

一般社団法人北海道農業会議常設審議委員会運営規程第8条の規定に基づき、
令和2年度第9回常設審議委員会を書面開催とすることについて同意する。

一般社団法人 北海道農業会議 常設審議委員

氏名

令和3年度

一般社団法人北海道農業会議 常設審議委員会 開催日程 (案)

回次	開催月日	備考
第1回	令和3年 4月23日 (金曜日)	
第2回	令和3年 5月20日 (木曜日)	
第3回	令和3年 6月25日 (金曜日)	
第4回	令和3年 7月23日 (金曜日)	
第5回	令和3年 8月25日 (水曜日)	
第6回	令和3年 9月22日 (水曜日)	
第7回	令和3年10月25日 (月曜日)	
第8回	令和3年11月25日 (木曜日)	
第9回	令和3年12月21日 (火曜日)	
第10回	令和4年 2月17日 (木曜日)	
第11回	令和4年 3月16日 (水曜日)	17日 農業会議総会 (予定) 会長・事務局長会議 (予定)